

〈史料紹介〉

旧諸隊連合会・六合会設立要旨

広 田 暢 久

私は前号に「整武隊訴訟事件」を発表した。この事件は、明治維新達成のために戦った農民兵の諸隊士が、明治新政府の軍事方針による機構改革によって強制的に除隊されたことを契機に、不満がうっ積して発生した「脱隊騒動」が起因となりおきた事件であった。事件関係者は維新の功勞による賞典を剝奪され、貧困に苦しんだ結果、賞典請求権をめぐる明治三十年代に二度にわたる訴訟事件をおこした。以上が論文の大意であるが、この論文において私は大きな誤りをおかした。それはこの訴訟事件の訴訟人を「六合会」としたことである。

この誤りに気付いたのは、長門市立図書館に「旧諸隊連合会・六合会設立書」なる史料が保存されていることを、石川卓美氏から教示されたからである。そこで、この史料の大部分をここに紹介し、前号拙文の不備を補完したいと思う。

この史料を通読されるならすぐ分ることだが、「賞典請求運動」には四つの組織が明治二十年代後半にはあった。それは次の通りである。

- 一、六合会
- 二、旧諸隊連合会
- 三、立野明貞一派
- 四、整武隊一派

このうち、六合会と旧諸隊連合会は合体して「六合会」となって「賞典請求運動」をおこすと考えられる。しかし、この史料紹介で分る通り、この会は三浦梧楼や品川弥二郎によりリモトコントロールされた穩健な組織であった。従って明治二十七年、脱隊兵に対して毛利家から救助金や香華料が支給されたことにより、自然解散したと考えられる。

これに対し、立野一派と整武隊一派は強硬派であった。彼等は一時金で満足せず、当時制定された「民法」をよりどころにして、あくまで毛利家と抗争した。しかし立野一派は毛利家と五千円の示談金で和解したが、整武隊一派は民事訴訟を再度提訴して、最後まで抵抗した。この経過は前号で述べた通りであるが、訴訟事件の訴人は六合会ではなく、「整武隊一派」であったのである。

私がこの誤りに気付かなかったのは、前号で使用した史料がすべて毛利家側で作成されたものであって、賞典請求をする組織はすべて単一組織として毛利家側では取り扱われていたからである。今回、請求側の史料の発見

により、この誤りが判明した。しかしこの史料も明治二十六年、七年に限られているため、今後明治三十年代の史料が発見されることによりさらに訂正を要することになるかもしれないが、そのことによつて眞実に一步でも近づくことを期している。最後に、この史料を教示して下さった石川卓美氏に、厚く謝意を表するものである。

史料1

六合会主意書

第一款

本会ハ大日本帝国世界無比ノ国体ヲ奉シ、我帝室ノ隆盛ヲ万世不易ニ維持シ、至誠忠愛ノ赤心アル同志者ヲ以テ結成ス

第二款

本会ヲ名ケテ六合会トス、六合ハ天地万物ヲ称スルノ義ナリ、吾們ノ至誠天地感ジ万物応ジ、本会前途ノ盛運ヲ期スルノ意ニ在リ

第三款

国家将来ノ事ヲ観念シ、而シテ日本臣民ノ本分ヲ服膺

シ、而シテ本会ノ主義ヲ賛成スルモノハ、何人タリトモ會員ノ紹介ヲ以テ、本会へ加盟スル事ヲ得

第四款

国憲ヲ重シク国益ヲ謀リ、併セテ吾人ノ幸福ヲ期スルハ、固ヨリ本会ノ主眼ナリ、其主眼ノ目的ヲ達セント欲セバ、宜シク秩序謹嚴ヲ恪守スベシ

第五款

本会員中、維新前後国難ニ従事シタル旧諸隊ノ者ハ、賞祿回復ノ歎願又ハ請願等ノ手續ヲ以テ、素望ヲ達スベキモノトス

右主意ノ趣ヲ賛成シ加盟調印候也

明治二十年 月 日

加入人

紹介人

史料2

六合会設立大旨

維新以降凡百ノ陋習ヲ一洗シ、開化ノ域ニ進入スル今日ノ隆盛ヲ致スハ、皇上聖明ノ致ス所ナリ、而シテ我が先哲有志ノ士民、身命ヲ擲チ艱苦ヲ嘗メ、能ク之ヲ輔弼ヲ

為スニ由ルナカラシヤ、恭シク惟ミルニ、我が大日本帝国ハ世界無比ノ邦国ニシテ、宝祚ノ隆ナル天壤ト与ニ窮リ無ク、開闢以來皇統一系ニシテ君臣一致シ、治教上明カニ風俗下ニ美ニシテ、政ゴト時ト和シ上下相戾ラズ、以テ今日ニ至レルノ国ナリ、是レ我国体ノ万邦ニ異ナル所以ニシテ、臣民忠孝節義ヲ以テ其心ト為シ、剛毅勇敢ノ氣凜乎トシテ動カス可ラザルモノモ、亦我が国風ノ万邦ニ異ナル所以ナリ、夫レ斯ノ如キノ臣民ヲ以テ国体ヲ奉ス、是ヲ以テ山卒然トシテ大東ノ表ニ卓立シ、開国以還二千五百年ノ久シキ、曾テ異邦ノ為メニ蚕食セラレタル事ナク、粹乎タル正氣一國ニ鐘リ天地ト其隆ヲ比シ、常ニ異邦ノ人ヲ摂伏セシメタリ、然リト雖モ、古来ハ鎖国制度ニノミ依頼シ、晏然トシテ桃源中ニ睡眠セシモノ、如ク嫌ナキニシモアラズ、維新前ニ若シ夫レ一國太平無事ニシテ、敵国外患ノ之ヲ刺衝スルモノナキニ於テハ、何ヲ以テカ独立不羈ノ氣象ヲ振起スルヲ得ンヤ、一朝列国交際ニ紛擾ヲ生ジ、欧州ノ開明ヲ我が國ニ誘引スルヲ以テ急務トナシ、広ク他ノ長ヲ取ルニ汲々タリシ

ヨリ、人心靡然トシテ外ニ向フ事ヲ先ニシ、内ヲ顧ミルヲ忘レ、我カ国体ヲ想ハザルモノ無キニアラズ、豈慨歎ノ至リナラズヤ、苟モ君ニ忠ヲ尽シ国ヲ愛シ、以テ国利民福ヲ計リ、自今外交上ノ利害得失ニ関シテハ、政府ト人民トノ間ニ立テ其權衡ノ編重ヲ防ギ、同胞協和シ緩急相救ヒ、以テ国權ヲ拡張セントフ、願フニ天下有志ノ士モ、亦当ニ君国忠愛ナル志操ヲ抱キ、感ヲ同フスルモノ少ナカラザルベシ、天下有志ノ士ニシテ、幸ヒニ此挙ノ賛成ヲ得ハ、我ガ帝国ノ臣民ハ固有尚武ノ精神ヲ播揮シ、外交ノ思想ヲ養成シ、道義ヲ磨シ、礼節ヲ尚ビ、仰ヒデハ神皇ノ偉業ヲ発揚シ奉リ、俯シテハ我カ皇上ノ勅旨ヲ奉戴シ、我ガ大八州ノ元氣ヲ炳耀シテ、国威ヲ六合ノ間ニ宣揮セント欲ス、嗚呼、天下憂國ノ士民ヨ、朝ト野トヲ問ハズ、貴ト賤トヲ論セズ、心ヲ協ヒ力ヲ戮セ相愛シ、相詢リテ陸続来リ之ヲ翼賛アラン事ヲ

明治廿六年七月

六合会

史料3

綱領

一本会ハ我ガ聖天子ノ親裁公布シ玉フ所ノ憲法ヲ遵守シ、皇權ノ尊嚴ヲ翼賛シ奉リ、民權ノ貴重ヲ敬維スベシ

一本会ハ上下兩院ノ規定權限ヨリ、立法行政区域ノ權限等ハ、一ニ憲法ノ明文ニ恭順スベシ

一本会ハ日本帝国天賦固有ノ勤王主義ニ則リ、社会ノ福祉ヲ鞏進セシムル事ヲ冀望スベシ

史料4

内規約

第一章 本部

- 第一条 六合会本部ヲ周防国山口町ニ設置ス
 - 第二条 本部ニ左ノ職員ヲ置ク
 - 会長一名 本部ノ事務ヲ総理ス
 - 副会長一名 職權會長ニ亜グ
 - 常議員六名 正副會長ノ参画ニ備フ
 - 幹事二名 本部ノ常務ヲ分掌ス
 - 第三条 各職員ハ大集会ニ於テ之ヲ公撰ス
- 但シ、各其任期ハ六ヶ月ト定メ、再三撰ニ当ルヲ得

第二章 支部

- 第四条 一郡ヲ一部トシ、其郡市名ヲ冠シ六合会ト称スベシ、但シ、便宜ニヨリ一郡ヲ割テ数部ヲ置キ、数郡ヲ併テ一部ト為ス事アルベシ
- 第五条 各支部ニハ、本部ニ対スル部長ヲ置クベシ
- 第六条 各支部ハ本規約ニ戻ラザル以上ハ、庶務凡ソ該支部ノ自治ニ任ス

第三章 会議

- 第七条 會議ヲ分テ大集会、常議員会ノ二トス
- 第八条 大集会ハ各部ノ代議人ヲ招集シ、毎年二八月ノ二回之ヲ開キ、会中一般ニ関スル事件ヲ議定ス
- 第九条 代議人ハ會員十名毎二一名ヲ撰出スベシ
- 第十条 常議員会ハ毎月一回之ヲ開キ、臨機極要ノ事件ヲ議定ス
- 第十一条 會長ノ意見ヲ以テ、臨時常議員会ヲ開キ、常議員会ノ議決ヲ以テ、臨時大集会ヲ開ク事ヲ得

第四章 會員

第十二条 新會員タラント欲スルモノハ、其住所・姓名

・年令・身分・職業ヲ記シ、之ヲ其地方部長ニ請フベシ

- 第十三条 會員ヲ脱セント欲スルモノハ、其理由ヲ詳記シタル書面ヲ以テ地方部ニ申出テ、部長ノ承諾ヲ受クベシ
- 第十四条 本会團結ノ冀望ニ背キ、及ビ本会ノ体面ヲ汚スベキ行為アル會員ハ、常議員会ノ議決ヲ以テ、會長之ヲ除名スベシ
- 第十五条 各地方部ハ毎月一回会衆ノ姓名表ヲ製シ、其増減ヲ明記シ、之ヲ本部ニ報スベシ

第五章 會計

- 第十六条 本部ノ經費ヲ支ル為メ、會員タル者ハ当分一名ニ付、毎月金拾銭ヲ収ムベシ
- 第十七条 本部職員ハ俸給ヲ受ルコトナシ、尤モ近郷派出ノ節ハ、定ムル所ノ手当金ヲ与フベシ

第六章 拾遺

- 第十八条 本規約ヲ改正増減セント欲スルトキハ、大集会ノ議決ヲ經ベシ

第十九条 本会員ハ国家ニ功勞アルモノヲ以テ團結シ、
 将来皇室ノ尊榮ヲ保全シ、人民ノ福祉ヲ増進スベシ
 第二十条 本会ハ政談ヲ為ス目的ヲ以テ結合スルモノニ
 非ラズ、故ニ会員タルモノハ、本会ノ名義ヲ以テ公衆
 ヲ集メ、政談ヲ為スコトヲ許サズ
 右議決候也

會員連名

- 市山甚一
- 白井諦三
- 飯田源次
- 藤井祐之進
- 佐々木庄三郎
- 田坂雄次郎
- 岡谷清熊
- 松村重助

史料5

各郡村委員会決議書

一我等同盟員ハ、同盟誓約書及旧主毛利公エ対スル哀願

趣意ノ通、旧隊戦友ノ友誼ヲ尽シ、死者其人ノ幽魂ヲ
 慰ムル為、此際我等同一毛利公ノ恩命ヲ拜受スル事ニ
 努ムベシ

一若シ前項ノ意義ヲ違スル能ハザル場合ニ於テハ、今回
 生存者ニ下賜セラル、恩恵金ノ内ヲ以テ、平等死者エ
 分配シ、其恩恵ノ洩レザル手續ヲ出願スベキ事

一恩恵金若干ノ三分一ヲ保存シ、現在及将来ニ於ケル旧
 隊者相互救援ノ保護金トシ、永ク毛利家ノ恩恵ヲ忘レ
 ザル紀念トナスベシ

一前数項ノ外、我等ノ為メニ利益アル方法ハ、堀来蔵君
 ヲリ旧長官エ協議ヲ遂ゲラレ、万事其意見ニ従フベシ
 一前数項ノ外(マ、) 田坂雄次郎

明治廿七年四月十四日會議決定

史料6

明治二十六年八月三日總會

決議書

一毛利公爵へ賞典録回復ノ哀願ヲナシ、宿望ヲ達スベキ事

二若シ第一ノ目的ヲ達シ得ザル場合ニ於テハ、山口三田

尻間へ輕便鐵道ヲ敷設スル興業資金ノ拝借ヲ哀願スベ

キ事

三六合会規則第六條ニヨリ、当分ノ内堀来蔵氏ヲ委員長

ニ推撰ス

四同規則第七條ニヨリ、当分ノ内本部常置委員ヲ投票

シ、左ノ三名当撰ス

- 白井諦三
- 佐々木庄三郎
- 市山甚一

五同規則第廿條ニヨリ、會計事務員ヲ当分ノ内左ノ二名

ニ嘱托ス

- 田坂雄次郎
- 藤井祐之進

六同規則第廿一條ニヨリ、日当并ニ車馬賃ヲ左ノ如ク定

ム

本部常置委員会日当金拾五錢

各事務所ヨリ本部詰委員日当金拾錢

旧諸隊連合会・六合会設立要旨(広田)

同車馬賃每一里金四錢
 會用ノ為メ出張員ハ日当金參拾錢
 同車馬賃每一里金四錢
 右議決候也

各委員

一堀委員長ハ一切會費ヲ受ケラレザル好意ヲ謝スベシ
 史料7

旧諸隊聯合誓約書

回顧スレハ、我等ハ數百年來毛利家ノ恩沢ニ浴スル臣民
 ノ義務トシテ、夙ニ起テ一身ヲ犠牲ニ供シ、文久癸亥馬
 関ノ攘夷、元治甲子京師ノ戰爭、慶応乙丑美祢ノ内乱、
 同丙寅四境ノ敵ヲ退ケ、尚進ンデ明治戊辰王政復古ノ官
 軍ニ従事シ、京畿及北陸函館ノ鎮定ニ至ルマデ、幾數十
 度ノ戦役ニ臨ミ、辛フジテ其死ヲ免レタル旧藩諸隊ノ戦
 友ナリ、然ルニ明治三年、二三不良ノ徒ニ誘惑セラレ、
 脱隊ノ暴挙ニ及ビ、積年ノ功勞一朝ニシテ之ヲ失却シタ
 ルハ、我等淺智淺能ノ致ス所、千載不帰ノ遺憾ナリ、当
 時ノ事、早晚報効ノ道ヲ立テ、其面目ヲ雪ガントスルノ

念愾々二十四年ノ久シキ、日一日トシテ相忘レザルナリ、今茲ニ同氣相求メ同感相会シテ、我旧藩主公爵毛利元徳公ノ愛憐ヲ乞ヒ、庚午ノ事ハ既ニ輕重各其刑ニ処セラレタル我等今日ノ境遇ヲ慙了セラレ、戊辰前ノ功勞ヲ祿シ玉ヒ、維新中興ノ歴史アル毛利家ノ臣民タル名譽アル恩命アラン事ヲ哀願シ、我等多年ノ宿望ヲ達セントス、仁慈ナル公爵、我等ノ衷情ヲ察シ、我等畢生ノ願意ヲ採納シ、我等多衆ノ光榮ヲ發揚シ、明治聖世ノ美事ヲ副ヘ玉ハン事確ク信ジテ疑ハザルナリ、彼ノ廢藩以來、君臣ノ名義ヲ離ルト雖モ、恩愛ノ情敢テ忘ルベカラズ、公爵豈焉ンゾ其感ナキヲ得ンヤ、嗚呼、虎ハ死シテ皮ヲ留ム、人ハ死シテ名ヲ残スト、幸ニ公爵ノ恩賜ヲ辱フシ、我等畢生ノ願意ヲ達セバ、我等及子孫ハ益進ンテ邦家ノ干城トナリ、忠愛ノ至誠ヲ皇室ニ尽シ、幾億万年ノ後ニ於テモ、毛利ノ遺臣タル正系ヲ伝ヘ、報効ノ道ヲ怠ラザル事ヲ誓ヒ、此盟約ヲナスモノナリ

一 総テ旧隊聯合ノ上、至誠君臣ノ情誼ヲ尽シ、以テ左ノ願意ヲ達スベキモノトス

一 毛利公爵、我等臣民ノ衷情ヲ慙察シ玉ヒ、明治庚午ノ非挙ヲ恕セラレ、死者生者ノ前功ヲ祿シ、賞典回復ノ恩賜ヲ得ハ、名ヲ生前ニ雪ギ榮ヲ死後ニ遺ス、我等第一ノ本願トス

一 若シ第一ノ願意ヲ達シ得ザルトキハ、無利五拾箇年起業資金ヲ拝借シ、山口三田尻間へ鉄道ヲ敷設シ、仁慈ナル君恩ヲ以テ此工事ヲ起シタル紀念トシ、併せて我等ノ履歴ヲ後世子孫ニ伝フ遺跡トナスベシ

但、設計金額ハ確實ナル技師ノ目論見ヲ以テ、其金額ヲ定ムベシ

一 我等ハ立野明貞・三隅善之助等ガ如キ、君臣ノ大義ヲ忘却シ、動モスレバ法律ニ訴ヘ、其貪慾ヲ逞セントススル道德腐敗ノ徒ヲ排斥シ、又士名回復其他異様ノ企望アルモノヲシテ、正道ヲ踐マシム事ヲ務ムベシ

一 此願望ヲ達スルマデ、同盟員一名ニ付一ヶ月金拾銭ヲ支出シ、運動費ニ充ツベシ、尤モ清貧ニシテ負担ニ堪ヘザルモノハ、同盟員ヨリ之レヲ補助スル事アルベシ

明治二十六年七月

史料 8

明治廿七年三月十三日各郡委員会議決書

第一項 会費徴収方法ハ、各郡村事務所ヨリ本部エ毎月末迄ニ毎相違納金スルコトヲ、各郡村委員ニ於テ負担スベキ事

但シ、廿七年二月迄ノ会費不納ノ分ハ、再決ニ依リ

悉皆取纏メ、至急本部エ納金スベキ事

第二項 上京費者人ニ付、滞在費一日金五拾銭宛トシ、是迄三名ノ所ヲ二名ト定ム、往復旅費ハ特別ニ交弁スベキ事

第三項 賞典回復哀願ヲナスト雖モ、其筋ノ御都合ニ依リ、名唱ヲ換エ御下付金相成モ、御維新前後ノ運功ニ対シ御下渡シ相成ハ勿論ノ事ナレハ、軍功順序ニ從ヒ之レヲ執行ス、蓋シ本会創立以來、同盟員ニシテ非常ノ尽力シ、本会ヲ拡張セシタル者ハ、軍功有無ニ関セズ、相当ニ報酬スベキ事

第四項 局外者ニシテ、本会ノ為メ尽力セシ人ニハ、相当ノ報酬ヲナスベキ事

旧諸隊連合会・六合会設立要旨(広田)

但シ、成功ノ後報酬金支出ノ義ハ、委員長ノ意見ヲ問ベシ

第五項 本会開設後加盟セズ、猶運動費ヲ出金セザル者ニシテ、当今ニ至リ加盟ヲ求ムル者ハ、本会創立即チ明治廿六年六月ヨリ本月ニ至ル迄、定規ノ通り運動費一時ニ積立ザレバ、加盟スル事ヲ許サズ

但シ、本会ニ加盟シ、身清貧ニシテ運動費出金スル事能ハザル者ハ、六合会誓約書本文ニ照シ、本部及各郡ニ於テ熟議上、相当ノ取扱ナスベキ事

第六項 本会ニ加盟シ、相当資格アル者ニシテ、一己ノ主義ヲ以テ運動費出金セザル者ハ、即今一時積立ベシ、若シ前文ニ違背スル者ハ、相当ノ処分スベキ事

但シ、処方ニ付各員ノ協議ニ付スベシ

右議決候也 各郡村委員

史料 9

(吉富氏意見)

十一月十四日午前十一後三十分、吉富氏ヲ訪問ス、御談話左ノ如シ

吉富氏曰ク、今日市山外巷名来リ、当度上京シマシテ、毛利家へ歎願致ス積リデアリマスカラ、御添書ヲ願トウゴザリマス言ハレタガ、私シハ添書ヲスル訳ニハナラヌガ、私シハ一個ノ事ニシテ、杉へ書面ヲ出シマシタ(此書面ハヲ前等ニ罪ハ罪ナレドモ、慙然ナル者ナリト思フト言意味アリ)

又曰ク、旧諸隊者ニシテ、幸不幸ハ其中ニモ大キニアリマス、中ニハハクシ^(百姓)ョウスル程ノ人ガ、從六位ヤ從五位ヲ貰フタ者モアリマス、諸氏等ノ功勞ヲ思へバ、其レダケノ事ハナケレバナラント思フ

注 吉富は当時元県会議長の吉富簡一である。彼のところへ六合会の上京運動員が、添状を依頼した時の頼末の記録である。文中の杉は、後枢密院顧問となる杉孫七郎であろう。

史料10

三浦子爵ノ意見聞取書

六合会員曰ク

過日御訪問申上マシテ際ニ、成ル可キ多人数集メ置カネバ、嘶ガ区々ナリテハ成ラヌトノ御意、依テ私共ハ各郡

子爵曰ク

己レハ団体ヲ組織スル事カ嫌ヒデアル、自由党デモ改進黨デモ書タ物ヲ見ルトバカナ様デモ、其行ヒガ皆違フテ、六合会ハ脱隊ノ者バカリシテ、賞典ノ事ヲ言フト思ヒ居タル処、他ノ者ヲ引キ入レ政黨組織ノ者ナリ

会員曰ク

他ノ者ヲ加盟シマスノハ、第一ノ賞典ノ哀願ガ可ハズ時ハ、第二哀願即チ鉄道布設ノ資金ヲ毛利公爵殿下ヨリ仮リ受ケマスル時、局外同盟員ヨリ鉄道株巻ノ巻枚ナリトモ入リテ貰ヒ、其利益金ヲ以テ戊辰前効勞アル事子孫ニ伝エ置キマシテ、旧君へ忠節ヲ尽シタ云フ事後世残ス覚悟ニアリマス、然シテ私共ハ防長人士ガ維新ノ効勞アリテ、明治聖世ニ至ラシメタルモ、現今ノ勢ヒハ防長人士ノ無氣力トカ腐敗トカ、又ハ政治思想カナイトカ、新聞上ヤ又ハ自由党杯ニ冷評セラル、ガ残年^(念)デ、國家主義ヲ取りテ防長人士ガ悉ク勤王主義ヲ取ラシメン事ヲ務メル次第デアリマス、故ニ脱隊外ノモノモ居リマス

子爵曰

村ヨリ委員ヲ召集シマシテ罷カリ出マシテ、御意見ヲ拜聴スル都合ニアリマス

子爵曰ク

東京ニテ聞キ又来テ見ルト己レガ言置タトハ大キニ違フテ居ル、当春来テ帰京スルトキ、馬関ヨリ乗船シテ三田尻村ニ付キシ旧隊ノ者ノ多人数居ル時、大キナ声ニテ何ニ事カ變リ事ガアル時ハ、大小ヲ問ハズ電報ニテ知ラセ事、己ンハ役メハセズ、コヨシテ居ルカラ何時デモ来テ聞クト言イ置キタルニ、此度来テ見ルト、思ヒモ依ラヌ事ニシテ、団体ヲ組織シタルハ正サンク政黨ナラン

会員曰ク

決シテ政黨デハアリマセン、私共ガ殊ント千ニ近キ人員ニテ、夫レ^(各)各郡共哀願ノ趣意貫徹スル様、便宜ノ法ヲ求メマシテ同氣相需メ同感相会シ、過日差シ上ゲ置キマシタ毛利公爵殿下へ賞典回復ノ哀願ヲ成シ、彼ノ潜リ的ノ立野貞明ヤ三隅善之助共ノ如ク、旧君ヲ相手取り勝敗ヲ法庭ニ争ヒ、利慾貪望ノ徒ヲ打チ破リ、君臣ノ大義ヲ忘却セズ、飽迄歎願スル覚悟デアリマス

己レハ左様ナ事ヲ云フテモ事ガ成立ツモノデナイ、誰デモ言フ事ハリパナ様ナレドモ行ヒハソヨデナイ、自由党デモ改進黨デモ団体ヲ組織スルト一方ニ反対等ガ起ル、是レハ自然ノ勢イナリ、山口県ハ恰モ政黨ノ倉屋ノ如ク、己レカ先年当地方エ来タ時、馬関エ板垣来タカラ遇テ呉イトノ或人ノ頼ニ依テ、馬関ニ行テ其地ノ者ノ言フニ、先ツ向ヒノ対岸門司ヲ見ヨ、白壁倉庫ノ并ビ立テ繁栄ヲ極ム、變リテ馬関ハ悉ク倉ノ中ハ明キテ居ル、馬関ハ我國ノ咽喉ナリ、咽喉ハ極大事ナル者ニテ、咽喉通ルト毒ガ全体ニ及ブ、能ク考エテ見ルト、己レハ団体ガ嫌ヒデアル、今ハ役メハセズ陸軍ニモ出ズ、一派變リタ者ニテ柩墓地ヲ建タモ、己レカ一人デ仕タ、故ニ東京ニ歸リテ見ルト、三浦ガ脱隊ノ者ノ墓ヲ建テカラ、隊ノ者ガアナ事ヲスルト言ハレテ迷惑ナリ、又品川モ迷惑スル、己レハ仕様ト思ヘバドンナ事デモスル、人ガ頼ンダカラスル頼マレンカラセヌハ言フ様ナ事ハナイ、他ノ者ト違フ外ナ者ハ人ガ頼ムトソリヤエイ事ジャ心配シテ遣ルト一寸言フデモ心配スル者デナイ、輕ク受負フテ見ルトナカ

くソヨハイカヌ、己レデモソヨシテ遣ルコヨシテ遣ルト云フテ、三百里東京ニ帰、一ペンノ手紙出来ナイ云タトテドヲモ仕方ナイ、故ニ誰レデモ心配シテ遣ルト云フガ、ソヨ言フ訳ノ物ノデナイ、己レハ仕様思フタラスル、夫レ故ニ他ノ物事ト違フ

会員曰

哀願ノ趣意フト拜聴シマシテ書換差シダスト仰セラレマシタ故帰県シマシタ訳ニテ、何戊辰役戦功ヲ旧長官ノ御資格ヲ以テ、御配慮ヲ煩ハシ度願イマス(此時頭ヲタレテ敬礼ス)

子爵黙シ云ハズ

会員曰ク

品川子爵又アナタノ迷惑ヲサスル様ナ事ハ御座リマセン様ニ考ヘマス、勤王主義ヲ取りテ一朝事アル時ハ国家ノ干城トナリ、戊辰ノ役ノ如ク榊風淋雨粉骨碎身シテ、国ニ報スルノ覚悟ニアリマシテ、政党組織ハ未ダ仕マセン、当春市山カ上京シタ時、中将ヲ防問シマシタ際、哀願書捧呈シマシタラ、其願書ノ趣キニ相違シタル事ガアル故

ニ、書直シテ出セト仰セラレマシタト言フ事デシタ子爵曰ク

ソヨハ云ハヌ、哀願ノ仕様ニ違タト云フタ而已
会員曰ク

当春上京仕マシタ時、哀願書中明治二年及三年ノ非挙トモ、賞典貪望ニ非ズ、又其書精算未ダ尽サル止戦ノ命蒙リ、退テ謹慎罷在候処、其當中ノ暴発ニ際シ、又収ム可カラズ云々文字ニ付、子爵ノ御意見ニ候、書ハ激烈ニテ、スレバスル様ニ手続キヲ経テ遣リマス、マダ政事ニ関スル事ヲ講談論議ハシマセン、故ニ政社法ニ拠リテ遣ルトノ云ヨヲ事ハゴザリマセン、故ニ何卒旧長官ノ御資格ヲ以テ、徳義上毛利公爵殿下エ、賞典回復ノ御尽力仰シテ願イマス(此時会員一同頭ヲ垂レテ敬礼ス)

子爵曰

過日品川ガ来タ時、賞典ハ毛利デナク政府ニアルト云タ事ヲ聞タガ、是レモ間違デア

会員曰ク

其レハ全ク品川様ノ仰セラレマシタニ相違イバゴザリマ

セセン

子爵曰ク

鳳陽新報ヲ切り貫キテ送タ者ガアル、品川モ迷惑シテ居ルト言フテ大キニ立腹シテ居ル、山口三田尻間へ経便鉄道布設スルト言フ事ガアリタガ、果シテ趣意書ト付合シテ居ル、己レハ団体ガ悪イトモ云ハズ、勤王主義ガ悪イト言フデナク、己レガスル事ハ氣ニ入ルマイ、己レハ墓ヲ建テ遣タキ、己レ一人誰ニモ示談ハセズ、過去ノ事ヲ思ヘバ死者計リデハナク、生存生中ノ者トモ因縁アリ、忘レハセズ毛利ノ屋敷エ行テ記録ヲ調フテ見ルト、随分忠節ヲ尽サン為メ、夙ニ身ヲ犠牲ニ供シ、文久癸亥馬関ノ攘夷、元治甲子京師ノ戦、慶応乙丑ノ内乱ヲ靖メ、同丙寅四境ノ敵ヲ退ケ、明治戊辰官軍ニ従事シ、京畿及北陸函館ノ鎮定ニ至ル迄デ、数十度ノ戦役ニ臨ミ、辛フジテ其死ヲ免カレタル旧藩諸隊ノ戦友ナリ、然ルニ明治三年ニ二三不良ノ徒ニ誘惑セラレ、脱隊ノ暴挙ニ及ビ積年ノ功業一朝ニシテ之レヲ失却シタルハ、我等浅智浅能ノ致ス所、千載不帰ノ遺憾ナリ、当時ノ事早晚報効ノ道ヲ

立、其面目ヲ雪ガントスル念愾々二十四年ノ久シキ日一日トシテ相忘レザルナリ、這回同気相求メ同感相会シ、

我旧相違イガアル、救助米ニ漏レタルモノアリ、元有録士族ノ本人ニ遣ラヌハ云達シアルガ、救助米遣ル可キ筈ノ者モ遣ラズ有ルモアリ、故ニ段々ト詮索シテ見ルト、帳簿ガドコニイタカ訳ラズ、只今モ其詮議中、救助米ヲ貰ラハズ者ハ申シ出ヨ、心配シテ遣ル、極ニ穩カナルガヨイ

会員曰

ソシナ者ハ沢山ゴリマス

史料11

〔堀来蔵書簡〕

(其の一)

来蔵未タ気分も本復ニ無之候間、近処之心置ナキモノへ托し、草案を写させ、本紙呈上仕候間、右様御推諾被下度奉願候

十月七日

品川様

来蔵

(其の二)

我然冷氣相催シ候所、益以テ御清適可被為在奉賀候、去月九日尊攘堂ヨリ御発シノ御懇書ニ対シ、委敷御回報モ可申上ノ所、実ハ去月七日ヨリ鳳陽新報ニ生首子ノ小郡ヲ陰険手断云々発行日初メ、船木・馬関・伊佐・大田・萩等ヲ巡回シ、六合会ノ為メ概説ニ罷出候、然ルニ萩ニテ風邪ニ冒サレ、廿日夕帰宅仕候ヘ共、夫レガ為メ臥床仕居候ニ付、何モ等閑ニ打過ギ候、昨今ヤ、快方ニ赴キ候間、要旨左ニ申上候

一 七日鳳陽新報ノ記事ニ付、出立ノ際全社ニ至リ、社員井上秋剣・八木三郎等ニ遇ヒ、応接ノ次第モ申上ベク候得共、後報ニ譲リ申候

一 六合会ハ、旧諸隊ガ賞典回復歎願ヲナスノミノ団体ニ無之、旧諸隊ガ発起トナリ、国家主義ノ団体ヲ結成スル主意ニ有之故ニ、六合会員ノ中トシテ、旧諸隊ハ毛利公ニ向テ秩序礼節ヲ守リ大義ヲ重シ、君臣ノ情誼ヲ尽シ、以テ願意ヲ達セントスル次第ニ御座候間、幾重モ御斟量被成下度奉願候

一 六合会主意書一葉呈上仕候、何モ野生ノ草案ニ出ヅル

モノニテ、不文ノ廉不少御正刪被下候ハ、訂正致候、今規則モ今日脱稿可致ニ付、二三日中印刷ニ付シ候間、御送付可致候

一 旧諸隊聯合主意書モ、前全様相調候上、御送付可仕候

一 旧隊ノモノ歎願奉呈ノ義ハ、御差函ヲ待チ為差出候間、何時共御指命被下度奉願候

一 旧諸隊ノ同盟ハ、昨日迄六百三拾名有之候、一日トシテ若干ノ加盟者ナキ日無之、実ニ盛況ノ運ニ有之候

一 桑ノ山招魂場ニテ御叱リ半分、強テ進メテハイケヌトノ事ハ、野生承服不仕次第ニ御座候、社ハ日本国民トシテ、国家主義ヲ取ラザルモノハ、進メテモ強テモ其道ニ入ラズル、社報國ノ為メナラズヤ

一 桑ノ山招魂場ニテ野生ノ言、其ノ意ヲ尽サミル場合ニテ、高声御叱リヲ受ケシガ、野生モ知命近キ歳ヲ以テ、小兒ノ如ク音声位ニ懼レモスマジクナレドモ、其際傍人ニ対シテハ聊カ氣ノ毒モ有之候、野生ハ御氣質ノ程頓ント心得居候ニ付何トモ思ヒ不申候ヘ共、後輩又ハ目下ノモノニ向テ、右等ノ如キ次第有之候テハ、大ニ

〔別添資料〕(其の一)

委任状

一 拙者共義 [] ヲ以テ総代人ト相定メ、左ノ事項ヲ委任ス

- 一 拙者共ヨリ旧山口藩 [] ニ対シ、戊辰ノ役北辺出征ノ功ニヨリ、三年間下賜セラレタル貳万五千石、海陸兵共賞典ヲ分与スル事ノ請求ニ関シ、示談ヲ為ス事、并ニ必要ノ場合ニ於テハ出訴上訴ニ関スル一切ノ事
 - 一 并ニ前項一切ノ事ニ関シ後代理人ヲ撰任スル事
 - 一 右委任契約ハ、本件ニ関スル一切ノ事項ヲ挙テ委任致候義ニ付、終局迄デ拙者共ヨリ解任致間敷候事
- 右委任状如件

明治二十六年 月 日 、 、 、 、 印

、 、 、 、 印

(其の二)

定約証書

今般拙者義、貴殿ヘ代理委任ヲナシ、旧山口藩ニ対シ戊辰役北辺出征ノ功ニ依リ下賜セラレタル貳万五千石、海

其ノ者ノ感情ヲ損ジ、折角ノ御精神モ其ノ効ノ鈍キ事モ出来可申候、野生モ間々聞及候事モ有之候間、幾重モ御心ヲ用ヒラレ、可成柔和ニ御取成被成度御忠告申上候

一 旧隊者モ今日ノ所ニテハ正実我等不肖ノ意見ニ服従仕居候、併ニ曩キニ山県・山田・老兄等ノ配下ニアルモ遂ニ脱隊ノ挙動ニ及ビ候モノナレバ、精々注意仕候事ニ御座候、イヅレ今一般ノ結成ヲ告ル日ニハ、会長・副会長ヲ撰ミ、統轄整理ヲ働カズンハアル可カラズ、就テハ御相談申上度事モ数多有之候

此別紙ハ御参考迄ニ差出候、実ニ立野・三隅等ガ非義非置ノ動作言語ニ絶シ候、本日ヨリ毛利家ヘハ御承知有之候事ト奉察候ヘ共、御参考之端ニも相成候ハ、可然御取計奉願候也

十月七日

堀来蔵

品川様

注、この文にある別紙とは史料12の14と考えられる。

史料12

旧諸隊連合会・六合会設立要旨(広田)

陸兵共賞典ヲ分与スルコトヲ請求シ、及ビ示談ヲナシ、并ニ必要ノ場合ニ於テ出訴上訴ニ関スル一切ヲ委任致候事相違無之、就テハ左ノ項目ノ通り定約取結候事

第一項 本案事件ニ付、悉皆ノ費金貴殿ニ於テ便宜御繰替相成候事

第二項 成功ノ上ハ、訴訟ト和解私濟等ヲ問ハズ、對手者ヨリ受領致ス可キ金額ノ内ヨリ、諸費金成効尽力謝儀トシテ、左ノ割合即チ金貳万円迄三割、二万円以上三万円迄デ二割七分、三万円以上五万円迄二割五分、五万円以上八貳割トシ、金員ヲ控除御請求ナシ可被下候事

第三項 拙者共ニ於テ、如何様ノ義有之候トモ、以往私ニ和解私濟ヲ取結ビ申間敷、且又中途ニテ貴殿代理ヲ解任致間敷、若シ相背ニ於テハ已ニ貴殿ニ於テ費消セラレタル費金勿論、拙者共ニ於テ支出可致候事

右定約ヲ取結候処相違無之、為後日定約証書如件

明治二十六年七月

、、、印
、、、印

(其の三)

参考

一 此委任状及約定書ハ、立野明貞ガ手ニ所持スルモノニテ、委任者ハ五十名許リ有之由、全人ガ運動ニ就キ、是迄デ費用ヲ支弁シ来リタルモノハ、飯田源治・光成悦蔵其他一兩名ニテ、総計金千四百円ヲ支消シタル旨、飯田源治ヨリ聞取申候

一 此件ニ付、先般以来立野ニ向テ、旧君臣ノ道義ヲ説キ、改心ノ上六合会ニ加盟シ、旧長官ノ資格ヲ以テ正道ヲ踐ミ、共ニ周旋ノ勞ヲ取り候様懇々及示談候得共、承服致サズシテ遂ニ先日上京致候

一 旧整武隊ノモノ、現今ノ情況ハ克ク正邪ヲ弁別シテ、六合会ニ入ルモノ三分一強ニ居リ、躊躇旗色ヲ見ルモノ三分一、立野ニ属スルモノ三分一弱ナリ

一 本山・大野等ガ士名回復派へ、昨今ニテハ一人モ付和スルモノナキ由、タゞ同派ノモノニテ、田中哲雄外一名ガ整武隊其他ノモノ凡ハ八九十名ノモノ同志ヲ結ビ居ル由ニ有之候

一本山ハ先日桑ノ山建碑地形起工式ノ日、多衆ノモノヨリ酷シリ毆打セラレシ為メ、今ニ臥躰シ居ル由、是レハ委シク事実モ探知致居候へ共、冗長ニ渉ルヲ以テ不申上候

一本山働事ニ付、過日御意見モ承り候所、彼奴如キ虚羯モノヲ御意ニ介セラルハ、衷ニ其意ヲ得ザル次第第二奉存候

委任状

(其の四)

一 拙者義、広島組合代言人山内吉郎兵衛ヲ以テ代理人ト相定メ、拙者ノ名義ニテ左ノ権限ヲ付与ス

一 防長両国旧藩主華族公爵毛利元徳へ相係ル復祿米請求ノ事

一 此委任状へ付帶スル約定書未ダ手ニ入り不申候へ共、成効謝金ハ十分ノ六(即金百円ニ付六拾円)ニシテ、内二分ハ神出宇一其他全類ガ受取ルベキ約ヲ以テ、山内吉郎兵衛ト約定ナシ居ル事ハ慥カナル事ニ有之候、且終局迄デ解任セザル約定ヲナシ居ル由ニ有之候

一 山内吉郎兵衛ニ合体シ居リ、現今上京シ居ルモノ左ノ如シ

旧隊 本多友一郎事
宇野友治

旧隊 宇野正一

全 幸一ノ子
 神出久太郎 三隅善之助 此人ハ旧隊ノモ
 ノニアラズ「モ
 グリ」ナリ
 一山内吉郎兵衛ニ委任スル迄デ、主方此非拳ヲ企テシモ
 ノ左ノ如シ

三隅善之助 佐野民之助
 石川 伝 上野円海
 神出幸一父子 宇野正一
 宇野友治 松原武彦

等ナリ、内松原武彦ハ改心ノ上、六合会ニ入ル、又神
 出幸一ハ右等運動ニ就テ、金主方ナル由ニ有之候
 一神出幸一ガ手ニテ委任ヲ取リタルモノ、大島・玖珂・
 都濃三郡ニテ、實際百五拾名許リ有之候由、外左ノ如
 シ

此ノ者非拳ノ巨魁ニシテ最モ奔走セシナレドモ、旧隊ノモノニ
 モ非ラザルヲ以テ委任者ハ多カラサル由
 地ノモノハ大津郡仙崎ノモノニテ全部及被ニテ八十名許リノ委
 任ヲ取リ付ケ居ルモノナリ、併シ現今縣偽取財ノ罪ニテ拘留中
 一佐野カ為メニ惑ハサレタルモノ二十四名、過日以來改
 心ノ上六合会へ加盟ス、其他石川伝・上野円海等ノ手
 ニアルモノハ、何レモ一二十名ナル趣ニ有之候

一大島・玖珂・都濃三郡ノ旧隊者ハ、現今右ニ無關係ノ
 モノハ申スニ及ハズ、關係者モ其罪ヲ悟リ、続々六合
 会ニ加盟致候現狀ニ有之候也

史料13
 明治廿七年三月廿四日各郡村委員会決議書

一毛利公エ対スル我等ガ哀願ノ件ニ付、旧長官ノ尽力及
 紹介ノ勞ヲ謝スル為、堀委員長ヲシテ我等同盟員ノ代
 表ヲナサシメ、礼詞ヲ述ル事
 二我等同盟ガ、予テ誓願シタル毛利公ニ対スル第一ノ哀
 願、第二ノ哀願ヲ御聞届アルニ於テハ、山県伯・品川
 子両公ノ内ヲ以テ総裁ニ仰ギ惣テノ指揮ヲ受ケ、堀来
 藏君ヲ委員長トシ諸事ノ取締リヲ受ベシ

三旧諸隊庚午ノ死者廿五年祭、終村ニ於テ来ル旧三月二
 日祭典執行スル事
 四祭典費ハ各同盟員壹人ニ付金拾銭宛ヲ寄付ナスベキ
 事、各郡村委員ニ於テ負担シ、来ル四月二日即チ旧二
 月廿七日迄ニ無相違本部エ送金スベキ事
 五祭典当日、遙拜式場エ臨席スル者ハ、祭典費ノ外金拾

銭宛ヲ会費トシテ持参スベキ事

但シ、臨席スル者ハ祭典費送付際、通知スベキ事

史料14

(歎願書)

記

私儀、過ル慶応元丑ノ年山口鴻城隊エ入隊仕、翌寅ノ八
 月七日芸州佐伯郡宮内ニテ戦争、同年十月五日豊前企救
 野徳力村戦争、同日同郡椎ノ駅同断、同月七日同郡高津
 尾進撃ノ節為援兵ニテ戦争、同十一日同郡貫山麓ニテ同
 断、慶応四年辰ノ正月九日備後国福山城下ニテ戦争、明
 治二巳ノ四月十三日蝦夷地中二股同断、同日下二股ニヲ
 イテ終夜戦争、同月同国七重村エ賊兵襲来ノ節戦争、同
 八日同国大川村同断、同十一日同国神山村同断、同十五
 日同国五稜郭ノ近辺ニテ砲護戦争、前件出兵中隊長立野
 辰之進ニテ御座候、右被対功ニ忒人扶持忒石五斗往三十
 ケ年ノ御賞典頂載被仰難有仕合ニ奉存候、然ル処翌午ノ
 春挙動之砌相加リ候ニ付、御賞典被召揚奉恐縮候処、昨
 年先御賞典頂戴ノ者戦争度数書差出候様御布告有之候ニ

付、御願可申上ノ処、等閑ニ打過候段奉恐入候得共、兼
 テ難没者ノ儀ニ付、何卒出格ノ御憐愍ヲ以、宜様御沙汰
 可被下候様、伏テ奉歎願候也

明治九年五月卅月

第拾区第四小区御堀村八百五番地居住士族

元整武隊寺西卯源治事
 飯田源次

毛利用達所

御中

前書之通り申出候ニ付、及進達候也

九年五月一日

第拾大区々長

小沢正治

同 戸長 則近善之允

(付箋)

「本書過ル庚午事故關係之有禄士族本人救助米無之定則ニ付、

願意難聞届候事」

(追記)

「明治二十七年四月四日東京ニ於テ大臣方ニ差出ス藤井祐之進

所持」

史料 15

哀願書

旧臣市山基一・白井縮三等外七百六拾三名、謹ンデ書ヲ正二位勲一等公爵毛利公殿下ニ捧呈シテ、昔年賞典没収令御取消ノ儀ヲ哀訴歎願ス、回顧スルニ王政維新ノ鴻業ヲ翼賛シテ偉勲ヲ當時ニ耀カシタルハ、幕末ノ列藩多クナリト雖モ誰カ薩長二藩ヲ堆サザンヤ、就中長藩ノ美名ヲ專ニスル如斯モノハ、藩主二公ノ英邁ナル御資性ノ致ス所ナルハ織者喋々ヲ俟タズト雖モ、亦藩内各隊ノ貔貅国家ノ干城ト為リテ、義ヲ重ンジ死ヲ輕シタルノ効、与リテ力アリト云ハザルヲ得ズ、然ルニ明治三年常備軍編制ノ令発スルヤ、各隊ノ兵士ハ一朝針路ヲ誤リ過激ノ議論ヲ主張セシヨリ、遂ニ兄弟鬩牆ヨリ不祥ヲ醸生シ、各隊ノ三田尻ニ屯營スル禍機漸ク迫リ、頗ブル藩主二公ノ尊襟ヲ惱シ奉ルニモ拘ラズ、藩主公ハ政庁ノ使節ヲ特派シテ鎮撫ノ命ヲ伝エシメ、且ツ多年ノ軍功ヲ御褒賞アラセラルノ旨ヲ以テ、賞典ハ証ヲ下付セラレタルハ至仁ノ恩

典実ニ感泣ノ外無カリシナリ、然リト雖モ禍乱未ダ定マラズ、賞典貪望ニ非ス、国家ノ為尽ス所ニ在ラントシテ目的ヲ誤リ、騎虎ノ勢最早ヤ調和ノ策ヲ講ズルノ途塞リ候故、止ムヲ得ズ柳井田・勝坂ニ於テ常備軍ニ抗戦シ、成算未ダ全ク尽キザルモ止戦ノ御指揮ニ応ジ、銃器ヲ引渡シ退キテ古熊ニ謹慎罷在候処、□管中ノ暴発ニ際シ隊兵四散後収ム可カラザルノ運ニ至レリ、爾後右地ニ於テ逮捕セラレ、其主謀者タルハ曩キニ下付セラレタル賞典ハ、証ヲ没収シテ死流等ノ刑ニ処断セラレ、自余ノ隊兵ハ遇一片ノ賞典証ヲ懷ニスルモ、同時ニ其効力ヲ失セリ、嗚呼防長四境ノ防戦、鳥羽伏水ノ追賊、奥羽諸藩ノ征討ニ櫛風淋雨、家門ヲ過ギテ今サル積年ノ誠忠ハ、一朝ノ水泡ト化シ、加之商家タランハ欲スルモ家ニ資ナク、職工タント欲スル身ニ練習無ク、独立ノ生計ヲ営ム可キ縁茲ニ絶エタリ、明治三年及ビ七年ニ至リ、救助扶持代金ヲ給与セラル、ノ特典アリテ、幸ニ其餓季ヲ免カル、ノ便ヲ得タルモノ有リト雖モ、必竟其生活ヲ救護セラルノ御趣旨ニ止リテ、未ダ賞典ノ名義ヲ以テ当年ノ誠忠ヲ旌

表セラレザルハ隔靴搔痒ノ嘆而已ナラズ、戦歿病死若ク

正二位勲一等公爵毛利元徳殿

ハ敵科ニ処セラレタル者モ勿論、戸主嫡子タル者亦恩沢ニ漏レタリ、豈ニ遺憾ノ極ナラズヤ、不肖基一及ビ諦三等乍恐殿下ノ寛仁大度、其罪ヲ惡ンテ其人ヲ憎マザルハ信ジテ疑ハザル所ナリ、明治庚午ノ非拳ハ業已ニ之レヲ罰セラル、戊辰前数度ノ戦傷失石ヲ冒シタル功空シカラシメズシテ、一旦契約アラセラレタル賞典ノ証ノ没収令御取消有之候テ、死者九泉ノ幽魂ヲ慰メ、生者処世ノ光荣ヲ添エラレン事ヲ冀望ノ至リニ堪エザルナリ、不肖基一及ビ諦三等外七百六拾三名ハ、旧隊員又ハ在隊死者ノ遺族ニシテ、前頭同感ノ者ニ候得ハ、惣代ヲ以テ連署哀訴歎願仕候間、文辞ノ拙陋言ノ不遜ヲ咎メズ、鄙意ノ存スル処御洞察アリテ、速ニ御嘉納アラセラル、ニ至ラバ、何ノ幸カ加焉、基一及諦三恐惶頓首再拜

明治廿六年八月十日

山口県六合会山口本部

哀願者惣代委員

勲八等市山基一 (印)